

## 質疑回答書

件名 教職員用コンピュータ等賃貸借一式

上記調達物件について質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

| 質疑事項   | 回答   |
|--|--|
| 1. 賃貸借機器の撤去は現状からの撤去としますが、学校ごとに物件を取り外して1か所にまとめていただけることはない、という認識でよろしいでしょうか。  | よろしいです。  |
| 2. 教職員用コンピュータの規格・品質等に関する仕様書の1パソコン及び周辺機器(ハードウェア)<br>a. ノート型パーソナルコンピュータ①筐体はノート型であり、OSはMicrosoft Windows 10 Pro Update 64ビットとする。と有りますが、OSはMicrosoft Windows 10 Proとして応札する事は可能でしょうか。 | 可能です。  |
| 3. 今回の設備は代替でしょうか。代替の場合、前回は何年使用されていますか。   | 代替です。前回は平成25年9月から使用しています。  |
| 4. 再リースの可能性はありますか。   | 再リースの予定はありません。   |
| 5. 契約保証金につきまして、過去の実績による免除は適用頂けないでしょうか。(新潟市契約規則第34条第3項に基づき)   | よろしいです。免除の要件は、新潟市契約規則第34条第3項のとおりです。  |
| 6. 長期継続契約における契約の変更又は解除に際して、残リース料のお支払はしていただけるのでしょうか。  | 歳出予算の減額又は削除は議会で決定するため、賃貸借契約条項第22条第3項は該当しません。<br>残リース料の支払いについては、同条項第30条により協議の上、決定します。 |
| 7. 物件の撤去時にエレベーターの使用は可能でしょうか。   | エレベーターの使用については、各学校の指示に従ってください。なお、エレベーターは一部の学校にのみ設置されています。                            |
| 8. ハードディスク等の記録媒体に関するデータ消去は現地ではなく引揚後の実施でもよろしいでしょうか。   | よろしいです。  |